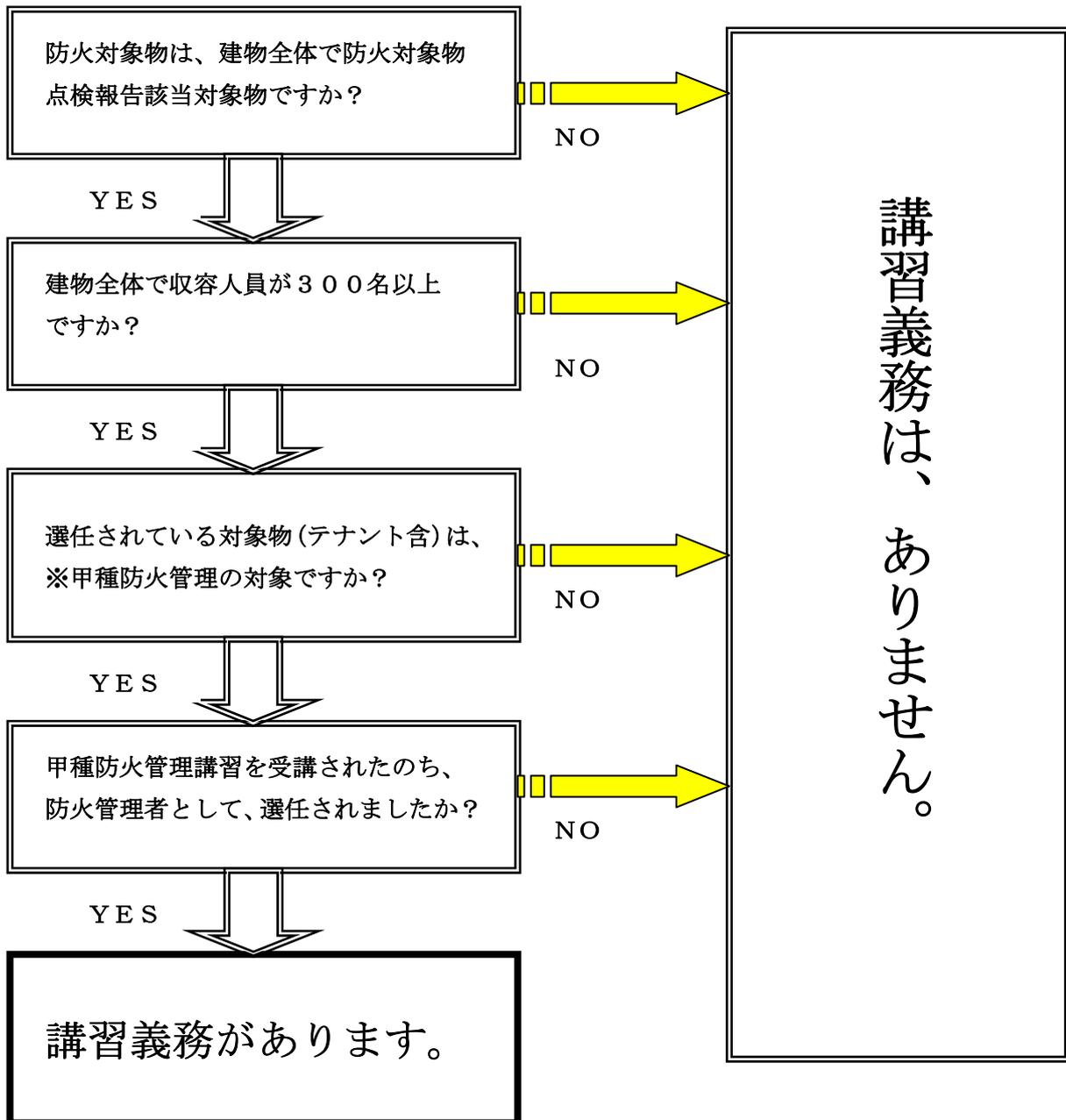


◎ 再講習の必要の有・無のフローチャート



※ 甲種防火管理対象とは・・・○特定用途（物販・飲食店等）の対象物で、収容人員が30人以上のもの。

○非特定用途（事務所等）の対象物で、収容人員50人以上のもの。

※ その他、講習の必要の有無には判定基準がありますので、不明な点は消防局・予防課又は、各方面の予防担当室までご相談ください。

【松戸市消防局予防課 047-363-1114・中央消防署予防担当室 047-368-0119・小金消防署予防担当室 047-340-0119・五香消防署予防担当室 047-387-0119】